別記様式１－３：譲渡の時から譲渡の日の属する年の翌年の２月 15 日までの間に被相続人居住用家屋が耐震基準に適合することとなった場合、又は被相続人居住用家屋の全部の取壊し若しくは除却がされ、若しくはその全部が滅失をした後における譲渡の場合（租税特別措置法第 35 条第３項第３号）

上部に捨て署名または捨て印を願います。

被相続人居住用家屋等確認申請書

委任の場合も本来の申請者の氏名となります。
※氏名は署名または記名押印による本人確認が必要です。

住　所　東京都八王子市元本郷町 3-24-1

氏　名　八王子　太郎　　電　話　〇〇-〇〇-〇〇〇

内容等について確認の電話をすることがあります。

下記について確認願います。

下記家屋及びその敷地等は、「譲渡の時から譲渡の日の属する年の翌年２月 15 日までの
が耐震基準に適合することとなつた場合又は当該家屋の取壊し若しくは除却がされ、若し
失をした場合」（租税特別措置法第 35 条第３項）、「相続の時から譲渡の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこと」（同項第３号）、「相続の開始の直前において当該相続又は遺贈に係る被相続人（包括遺贈者を含む。以下同じ。）の居住の用（居住の用に供することができない事由として政令で定める事由（※１）（以下「特定事由」という。）により当該相続の開始の直前において当該被相続人の居住の用に供されていなかつた場合（政令で定める要件（※２）を満たす場合に限る。）における当該特定事由により居住の用に供されなくなる直前の当該被相続人の居住の用（以下「対象従前居住の用」という。）を含む。）に供されていた家屋」（同条第５項柱書）及び「相続の開始の直前において被相続人以外に居住をしていた者がいなかつたこと（当該被相続人の当該居住の用に供されていた家屋が対象従前居住の用に供されて
事由により当該家屋が居住の用に供されなくなる直前において当該被相
かつたこと）」（同項第３号）に該当すること
（※２）通知における老人ホーム等入所中要件と同じ。

所在地・建築年月日・取壊し日は、登記（閉鎖）事項証明書等に合わせて記入してください。

申請被相続人居住用家屋及びその敷地等（※３）の所在地（敷地の所在地番）	八王子市元本郷町〇-〇〇-〇			
申請被相続人居住用家屋の建築年月	昭和46 年 6 月 15 日			
被相続	（住所）八王子市元本郷町〇-〇〇-〇　有料老人ホーム△△△			
	（氏名）八王子　花子		申請者からみた続柄	母
家屋が耐震基準に適合することとなった場合は右の□に✔のうえ、その日を記入（※５）	耐震基準に適合⇒□　年　月　日	家屋の取壊し、除却又は滅失の場合は右の□に✔のうえ、その日を記入（※６）	取壊し、除却又は滅失⇒☑ 令和7 年 1 月 20 日	
相続開始日（被相続人の死亡日）	令和4 年 12 月 10 日	譲渡日（※７）	令和6 年 10 月 5 日	
申請被相続人居住用家屋又はその敷地等の取得をした他の相続人の氏名及び住所 ※書ききれない場合は別紙 換価分割の場合は✔　⇒　□	☑家屋 ☑敷地等	（住所）東京都八王子市元本郷町 3-24-1 （氏名）八王子　次郎		
	□家屋 □敷地等	（住所） （氏名）		
相続人（※８）の数（申請者含む） ※該当する□に✔	☑　２名以下 【特別控除額の上限額　3,000万円】	□　３名以上 【特別控除額の上限額　2,000万円】		

引渡し日

（※３）申請被相続人居住用家屋及びその敷地等は、被相続人から相続又は遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以
下同じ。）により相続人（包括受遺者を含む。以下同じ。）が
（※４）申請被相続人居住用家屋は、昭和 56 年５月 31 日以前に建築
（※５）耐震基準に適合することとなった日には、耐震改修工事の請負
事の完了日を記載する。
（※６）家屋の取壊し、除却又は滅失した日には、閉鎖事項証明書等
（※７）申請被相続人居住用家屋の敷地等の譲渡は、相続開始日から起
での間にしたものに限る。なお、本申請書を用いての申請は、令和６年１月１日以降に譲渡をしたものに限る。
（※８）相続又は遺贈により申請被相続人居住用家屋とその敷地等のいずれも取得した相続人に限る。

他の相続人が複数いる場合は、複数行で記入。もしくは「別紙」等とし、別紙で示してください。
※「換価分割」とは、遺産分割の一形態であり、土地や建物等の現物相続財産を売却によって「換価」し、相続人の間で分配することをいいます。

被相続人居住用家屋等確認書

八敷住第　　号

上記について確認しました。

線より下は記入不要です。

※市区町村記入欄

確認年月日	年　月　日
確認を行った市区町村長	印